

第1号議案

件名	栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について
提案理由等	「教育職員の処遇改善」による給与の改定に伴い、所用の改正をするものである。

## 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

### 1 改正の趣旨

「教育職員の処遇改善」による給与の改定に伴い、所要の改正をするものである。

### 2 改正の概要

「教育職員の処遇改善」により、令和8年1月から教育職給料表に新たな加算額を適用したことに伴い、調整基本額を定めている規則別表を改正する。

### 3 施行期日

公布の日から施行（令和8（2026）年1月1日から適用）する。

○栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年 月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第2</b> 調整基本額表 ア 教育職給料表(1)		<b>別表第2</b> 調整基本額表 ア 教育職給料表(1)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4 級	<u>13,300円</u>	4 級	<u>13,100円</u>
イ 教育職給料表(2)		イ 教育職給料表(2)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4 級	<u>12,900円</u>	4 級	<u>12,700円</u>
ウ～オ 略		ウ～オ 略	
<b>別表第3</b> 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表 ア 教育職給料表(1)		<b>別表第3</b> 定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表 ア 教育職給料表(1)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4 級	<u>12,600円</u>	4 級	<u>12,500円</u>
イ 教育職給料表(2)		イ 教育職給料表(2)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4 級	<u>12,300円</u>	4 級	<u>12,200円</u>
ウ～オ 略		ウ～オ 略	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年1月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。  
(教育政策課)